

兵庫県公報

令和2年11月30日 月曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則（地域安全課）	1

公布された法令のあらまし

- ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則（規則第55号）**
ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例の規定による届出の手續その他の同条例の施行に
関して必要な事項を定めることとした。

規 則

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第55号

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例(令和2年兵庫県条例第32号。以下「条例」という。)の施行に
関して必要な事項を定めるものとする。

(取得の届出)

第2条 条例第9条第1項の規定による届出は、ボーガン取得届(様式第1号)により行わなければならない。

2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連絡先の電話番号
- (2) 取得したボーガンを保管する場所
- (3) 取得したボーガンを専ら届出をする者以外の者に使用させる場合には、その者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号
- (4) 届出をする者又は前号の者が未成年者である場合には、その保護者の氏名、住所及び連絡先の電話番号(届出を要しない販売等の目的)

第3条 条例第9条第1項に規定する規則で定める目的は、ボーガンを取得した者又はボーガンを所有している者が当該ボーガンを使用することなく他の者に販売する目的とする。

(所有者に係る県内への転入の届出)

第4条 条例第9条第2項の規定による届出は、ボーガン所有者に係る県内転入届(様式第2号)により行わなければならない。

2 条例第9条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連絡先の電話番号
- (2) 所有するボーガンを保管する場所
- (3) 所有するボーガンを専ら届出をする者以外の者に使用させる場合には、その者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号
- (4) 届出をする者又は前号の者が未成年者である場合には、その保護者の氏名、住所及び連絡先の電話番号(届出事項の変更の届出)

第5条 条例第9条第3項の規定による届出は、ボーガン届出事項の変更届(様式第3号)により行わなければならない。

(所有者に係る県外への転出の届出)

第6条 条例第9条第4項の規定による届出は、ボーガン所有者に係る県外転出届(様式第4号)により行わなければならない。

(譲渡、廃棄又は紛失の届出)

第7条 条例第9条第5項の規定による届出は、ボーガン譲渡・廃棄・紛失届(様式第5号)により行わなければならない。

(身分証明書)

第8条 条例第12条第3項に規定する証明書の様式は、様式第6号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規定による届出は、条例施行時におけるボーガン所有届(様式第7号)により行わなければならない。

3 条例附則第2項第3号に規定する規則で定める事項は、第4条第2項各号に掲げる事項とする。

4 第5条及び様式第3号の規定は条例附則第3項の規定による届出について、第6条及び様式第4号の規定は条例附則第4項の規定による届出について、第7条及び様式第5号の規定は条例附則第5項の規定による届出について、それぞれ準用する。

様式第1号（第2条関係）

ボーガン取得届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....
氏名又は名称

.....
電話 () - 番

ボーガンを取得しましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ボーガンを取得した日		年 月 日
取得したボーガンの型式又は品名		
取得したボーガンの弦の引き重量		ポンド (LBS)
取得したボーガンを保管する場所		
使用者	住 所	
	氏名又は名称
	電 話	() - 番
届出者の保護者	住 所	
	氏 名
	電 話	() - 番
使用者の保護者	住 所	
	氏 名
	電 話	() - 番
備 考		

- 注1 使用者の欄は、取得したボーガンを専ら届出者以外の者に使用させる場合にのみ、記載してください。
- 注2 届出者の保護者の欄は、届出者が未成年者である場合にのみ、記載してください。
- 注3 使用者の保護者の欄は、使用者が未成年者である場合にのみ、記載してください。

様式第2号（第4条関係）

ボーガン所有者に係る県内転入届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....
氏名又は名称

.....
電話（ ） - 番

新たに県の区域内に住所を有することとなりましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

新たに県の区域内に住所を有することとなった日	年 月 日
所有するボーガンの型式又は品名	
所有するボーガンの弦の引き重量	ポンド (LBS)
所有するボーガンを保管する場所	
使 用 者	住 所
	氏名又は名称
	電 話 () - 番
届出者の保護者	住 所
	氏 名
	電 話 () - 番
使用者の保護者	住 所
	氏 名
	電 話 () - 番
備 考	

- 注1 使用者の欄は、所有するボーガンを専ら届出者以外の者に使用させる場合にのみ、記載してください。
 注2 届出者の保護者の欄は、届出者が未成年者である場合にのみ、記載してください。
 注3 使用者の保護者の欄は、使用者が未成年者である場合にのみ、記載してください。

様式第3号（第5条関係）

ボーガン届出事項の変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....
氏名又は名称

.....
電話（.....）.....番

ボーガンに係る届出事項に変更がありましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第3項又は附則第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

所有するボーガンの 型 式 又 は 品 名		
所有するボーガンの 弦 の 引 き 重 量		ポンド（LBS）
変 更 事 項		<input type="checkbox"/> 届出者の氏名・名称・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 所有するボーガンを保管する場所 <input type="checkbox"/> 使用者の氏名・名称・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 届出者の保護者の氏名・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 使用者の保護者の氏名・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日
備 考		

注 □については、該当する変更事項に「✓」を記入し、該当事項を○で囲んでください。

様式第4号（第6条関係）

ボーガン所有者に係る県外転出届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....
氏名又は名称

.....
電話（.....）.....番

住所を県の区域外に変更しましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第4項又は附則第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

所有するボーガンの型式又は品名	
所有するボーガンの弦の引き重量	ポンド（LBS）
住所を県外に変更した日	年 月 日
住所を県外に変更した後に 所有するボーガンを保管する場所	
備 考	

様式第5号（第7条関係）

ボーガン譲渡・廃棄・紛失届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

氏名又は名称

電話 () - 番

ボーガンを {譲渡 / 廃棄 / 紛失} しましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第5項又は附則第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡・廃棄・紛失をしたボーガンの型式又は品名	
譲渡・廃棄・紛失をしたボーガンの弦の引き重量	ポンド (LBS)
譲渡・廃棄・紛失をした日	年 月 日
備 考	

注 該当事由を○で囲んでください。

様式第6号（第8条関係）

（表面）

第 号	身分証明書
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div>	<p style="margin: 0;">所 属</p> <p style="margin: 0;">職 名</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p>
<p>上記の者は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（令和2年兵庫県条例第32号）第12条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明します。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">兵庫県知事 印</p>	

（裏面）

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入調査）

第12条

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員に、使用者等がボーガンを使用し、若しくは保管する場所又は事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

A 7

様式第7号（附則第2項関係）

条例施行時におけるボーガン所有届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....
氏名又は名称

.....
電話（ ） - 番

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例の施行時（令和2年12月1日）にボーガンを所有していますので、同条例附則第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

所有するボーガンの型式又は品名		
所有するボーガンの弦の引き重量		ポンド（LBS）
所有するボーガンを保管する場所		
使 用 者	住 所	
	氏名又は名称
	電 話	（ ） - 番
届出者の保護者	住 所	
	氏 名
	電 話	（ ） - 番
使用者の保護者	住 所	
	氏 名
	電 話	（ ） - 番
備 考		

- 注1 使用者の欄は、所有するボーガンを専ら届出者以外の者に使用させる場合にのみ、記載してください。
- 注2 届出者の保護者の欄は、届出者が未成年者である場合にのみ、記載してください。
- 注3 使用者の保護者の欄は、使用者が未成年者である場合にのみ、記載してください。